

附則

- 1 この会則は、本会の成立から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 佐々 毅
副理事長 降屋 守
理事 大角 浩平、高梨 峻作、橋本 裕里、四方田 清、杉田 圭、小林 大史、中津 乃
会計 勝嶋 雅之
監事 石川 恵一
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2017年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2016年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 運営会員 会費0円（1年間分）
 - (2) サポーター会員 会費 個人2000円（1年間分）
団体5000円（1年間分）
- 7 本会の発足年月日は2015年8月31日とする。
- 8 本会則は2015年11月1日をもって施行する。